



特集 2 「ネットの書き込み」に関する法的問題点

神田 芳明 Kanda Yoshiaki 弁護士(東京弁護士会所属)

鳥飼総合法律事務所勤務。ネットトラブル対応、企業法務、不祥事対応等を扱う。著書に『その「つぶやき」は犯罪です 知らないはずのネットの法律知識』(新潮新書、2014年)がある。



無免許運転だらけのインターネット

従来、表現行為に関する法律というのは、一般的には、マスメディアでなければ問題になることは少なかったといえます。

しかし、現在、スマートフォンとソーシャルメディアの普及により、一般の個人がインターネット(以下、ネット)上で表現行為を行うことが容易になりました。

このソーシャルメディアは非常に便利で人生を豊かにしてくれる面があることは否定できませんが、他方で他人の権利を侵害する側面も当然あります。これは、車の運転に似ています。車は遠くまで楽に移動でき便利ですが、他方で他人にけがをさせたり命を奪ったりする危険があります。ただ、車の運転の場合は、教習所でルールを学び免許を取る必要があります。

しかし、ソーシャルメディアを利用した表現行為についての免許はありません。つまり、ルールをきちんと学ぶ機会がなく、現在のネットは皆が無免許で車を運転している道路のようなものです。ネットについての教習所がない以上、個人が自らそのルールを学び、また周囲に教えることが必要な時代が来ていると感じます。

本稿では、自分が加害者にならないために法律が定めるルールから導かれる注意すべきポイントや、被害者になったときの対応について述べたいと思います。

権利侵害とならないために

一口にネット上の書き込みが権利侵害となる場合といってもさまざまです。例えば、名誉毀損^{きんぎょ}、侮辱、信用毀損、不正競争防止法上の営業誹謗行為^{ひぼう}、業務妨害、ストーカー規制法違反、プライバシー侵害、肖像権侵害などが問題になります。それぞれの要件も複雑であり、そのすべてを一般の人が正確に理解するのは大変な労力が要ります。そこで、具体的な事例を挙げ、名誉毀損を中心に、注意すべきポイントをみていきたいと思います。

事例1 A社を退職したBは転職サイトの口コミ情報として ①「A社は社長の気分でいきなりクビにされる。そんなやつを何人も見てきた」②「社長は着服した会社の金を愛人につぎ込んでいるといううわさだ」と書き込んだ。

ネットの書き込みで、最近特によく問題になるのは**事例1**や後述の**事例2**のような口コミによる名誉毀損です。名誉毀損とは、基本的には、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準として*1「他者の社会的評価を低下させる」と理解してください。判断の基準は「一般の閲覧者」であって、書き込んだ人や書き込まれた人がどう思うかではありません。Bの書き込み①は、一般閲覧者の普通の注意と読み方を基準として判断すれば、A社は、社長による恣意的な解雇が行われ、労働法規を遵守しない会社であるとの

*1 最高裁昭和31年7月20日判決、裁判所ウェブサイト

印象を与えるもので、A社の社会的評価を低下させるとみなされる可能性が高いといえます。

最近多いその他の書き込みとしては、「ブラック」や、ある会社の商品やサービスについて「ステマ(ステルスマーケティング)」「自作自演」などもありますが、それぞれ社会的評価を低下させると判断された裁判例*2があります。

注意点1 書き込みが他者の社会的評価を低下させるものでないかを確認。

ただ、仮に社会的評価を低下させる表現であったとしても、事実を示す表現行為の場合は、以下の3点をすべて証明できれば違法性はない(または故意過失がない)として、刑事上・民事上の責任は負わないとされています*3。

- 1.公共の利害に関する事実についての表現行為であること(公共性)
- 2.専ら公益を^{もつ}図る目的であること(公益目的)
- 3.事実がその重要な部分について真実であることの証明があったこと(真実性)
または、真実と信じるについて相当の理由があること(相当性)

一番重要なのは3の真実性、相当性です。真実でないことを書いて他者の社会的評価を低下させれば、名誉毀損が成立します。そこで、真実でないことを書かないというのが基本中の基本です。名誉毀損を理由とした損害賠償請求訴訟などでは、真実性の立証責任は「投稿者」が負います。真実性を証拠によって立証できなければ、責任を負うこととなりますので注意しましょう。問題になってから「書き込んだことは本当なのに立証できない」と思っても、後の祭りということになりかねません。

なお、**事例1**の書き込み②では「うわさ」とし

ていますが、この場合、「うわさがあること」の真実性ではなく「うわさの内容である社長の金銭着服等の事実」の真実性が問題になる*4ということに注意してください。

注意点2 真実でないことは書き込まない。

注意点3 うわさの内容が真実であることが確認できないなら書き込まない。

仮に真実でなくても、真実であると信じたことに相当の理由があればよいのですが、これが認められるかはケースバイケースであり、この要件はネット利用者にとっては非常にハードルが高いものです。

一般に、マスコミでない個人がネットに書き込みをする場合は、ほとんど裏付けを確認しないことが多いかと思いますが、最高裁判所は「インターネットの個人利用者による表現行為の場合においても、他の場合と同様に、行為者が提示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められるときに限り、名誉毀損罪は成立しないものと解するのが相当であって、より緩やかな要件で同罪の成立を否定すべきものとは解されない。」「*5」としています。つまり、ネットの書き込みも、「確実な資料、根拠に照らして相当の理由がある」といえる必要があり、単に他のネット上の記事や一方的な立場から作成されたに過ぎない資料に基づいて書き込んでいるような場合には、相当性が否定される可能性が高いといえます。

注意点4 ネットであっても、「本当だと思っていた」が認められるには、確実な資料、根拠に基づくことが必要。

*2 参考として、「ブラック」については、秋田地裁平成26年6月13日判決、LLI/DB判例秘書、「ステマ」については、東京地裁平成26年6月4日判決、LLI/DB判例秘書、「自作自演」については、東京地裁平成28年9月15日判決、LEX/DBインターネット

*3 刑法230条の2第1項、相当性については、最高裁昭和44年6月25日判決、裁判所ウェブサイト

*4 最高裁昭和43年1月18日決定、裁判所ウェブサイト

*5 最高裁平成22年3月15日決定、裁判所ウェブサイト

事例2 Cは、有名なカツカレー屋に行ってカツカレーを食べた。その感想をネット上に「話題の国産黒豚カツカレーを食べたけどマズすぎ」と書き込んだ。

名誉毀損は、事実を示した書き込みの場合*6に問題になります。よって、**事例2**の「マズい」のように事実を示さずにした評価の場合は、その表現が社会通念上許される限度を超えていれば刑事上の侮辱罪や、民事上の名誉感情の侵害が問題になりますが、名誉毀損の問題にはなりません。一般的には単に料理を「マズい」と言うただけで、侮辱罪、名誉感情の侵害が認められることはないでしょう。社会通念上、正当な批判やマイナス評価は許されるべきだからです。

事例2でCが「このカツカレーには化学調味料が大量に使われているから、全然うまくない」と書き込んだ場合は、事実を基礎とした意見・論評として、名誉毀損の問題になり得ます。この場合、前提事実(「化学調味料が大量に使われている」という事実)について前述の要件「1.公共性 2.公益目的 3.真実性・相当性」が認められるのであれば、意見・論評の部分(「全然うまくない」)については「人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り違法性がない」*7と考えられています。

したがって、本当はカツカレー屋が化学調味料を使っていなかった場合は真実性の要件を満たさず、名誉毀損が成立することになります。他方、実際に化学調味料を大量に使っていた場合は、「全然うまくない」との書き込みは一般的な意見・論評の域を逸脱したとはいえないため、名誉毀損は成立しないといえるでしょう。

注意点5 意見、論評、批判、評価をすることは認められているが、人身攻撃等の逸脱した表現はしないように注意。

*6 刑法230条1項

*7 最高裁平成9年9月9日判決、裁判所ウェブサイト

事例3 Dは、Twitterでアカウントを作成し、プロフィール画像としてEの写真を使ってE本人になりすまし、さまざまな発言を投稿した。

事例3のようないわゆる「なりすまし」が問題になることがあります。通常「なりすまし」だけで権利侵害が発生するわけではないと考えられています。権利侵害であることを主張するには、なりすましたうえで行った投稿等が名誉毀損、プライバシー侵害等の権利侵害行為に当たることや、他人のパスワードを不正に利用してアクセスするなど不正アクセス禁止法違反に当たることなどが重要です。

Eとしては、Eが撮った写真であれば著作権侵害、肖像権侵害等を主張したり、プロフィールの記載や投稿の内容によっては名誉毀損、プライバシー侵害等を主張したりすることが考えられます。実際にFacebookにおいて名誉毀損等が認められ発信者情報開示請求が認められた事例もあります。もっとも、元々SNS等でEが公開している画像や情報であるとプライバシー侵害や肖像権侵害が認められない場合があるなど、権利侵害を認めることが難しい事例もあります*8。

注意点6 「なりすまし」の場合は、プロフィールの記載、投稿、画像の利用等が権利侵害に当たらないかが重要。

一般感覚としては、なりすまし行為自体が何らかの権利侵害ではないかと思われるかもしれませんが、この点については、裁判例のなかには「なりすまし行為によって本人以外の別人格が構築され、そのような別人格の言動が本人の言動であると他者に受け止められるほどに通用性を持つことにより、なりすまされた者が平穏な日常生活や社会生活を送ることが困難となるほどに精神的苦痛を受けたような場合には、名誉

*8 大阪地裁平成28年2月8日判決、裁判所ウェブサイト

やプライバシー権とは別に、『他者との関係において人格的同一性を保持する利益』という意味でのアイデンティティ権の侵害が問題とならう」*8としたものがあり参考になります。ただし、その裁判例でも結論としてはアイデンティティ権の侵害は認めておらず、また、一般的な考え方とまではいえないのが現状です。今後議論されるべき問題であるといえます。



権利侵害を受けたとき

次に、ネット上で権利侵害があった場合の対応のポイントを見ていきたいと思います。具体的には、おおむね以下のものが考えられます。

(1)無視 (2)反論 (3)削除請求(送信防止措置請求) (4)発信者情報開示請求 (5)損害賠償請求 (6)刑事事件としての対応 (7)逆SEO*9等の技術的対応

法的措置としては(3)から(6)までですが、これらすべての手段を事案に応じて組み合わせ、最適な対応を行う必要があります。

(3)の削除請求は、任意に依頼する方法と、仮処分(通常の裁判より迅速な法的手続き)による方法があります。事案によりますが、任意の削除依頼では早ければ数日、削除の仮処分では2週間～2カ月前後で結果が出ます。

ただし、特に注意しなければならないのは、書き込んだ者を特定したい場合は、先に情報の削除が行われると、管理者等のログが削除されてしまい、書き込んだ者を特定する発信者情報開示請求ができなくなってしまう可能性があることです。削除請求をする際には、よく検討することが望ましいといえます。

注意点7 削除請求をする前に、発信者情報開示請求をするかよく検討。

誰が書き込んだか特定したい場合、(4)の発信者情報開示請求を行います(プロバイダ責任制

限法4条)。

開示請求の一般的な流れとしては、まず、コンテンツプロバイダ(ブログ、掲示板、SNSの運営者など)を相手に仮処分の申立てをしてIPアドレス等を開示してもらい、その情報をもとにインターネットサービスプロバイダ(いわゆるインターネット接続事業者)に対して書き込んだ者(発信者)の氏名住所等の情報の開示を請求する訴訟を提起することになります。

このように、相手方となるのはプロバイダであり、書き込んだ本人ではありません。そのため、例えば名誉毀損が問題になった際に、そのプロバイダは真実性の立証等について、充実した反論ができないという構造的な問題があります。加えて、書き込んだ者が特定された後に損害賠償請求がなされることが通常です。そのため、一般的な傾向として、発信者情報開示請求はいわば損害賠償請求の「予選」として認容されやすい傾向にあると思われます。ただ、これによいかについては法曹関係者の中には問題意識があり、今後傾向が変化する可能性はあります。

また、注意が必要なのは、プロバイダによって異なりますが、IPアドレスやタイムスタンプを含むログを約3カ月程度しか保存していないところが多いことです。書き込みから長期間が経過している場合は、既にログがなく、発信者情報が開示されない場合があるため、なるべく早い対応が必要になります。

注意点8 発信者情報開示請求を行う場合は、ログ保存期間が経過しないように早めに対応。



まとめ

今回は、ネットの書き込みに際して、または書き込まれた際の対応に関して注意すべきポイントを特に重要な点に絞って解説しました。本稿がネットの広々とした道を安全運転で楽しめる一助になれば幸いです。

*9 問題のないサイトの検索順位を上げることで相対的に権利侵害の書き込みのあるサイトの順位を下げるサービス。